

[要 旨]

第 1 債務不履行による損害賠償..... (1 頁)

- 債務不履行による損害賠償の要件は、現行民法 415 条の文言を維持するべきである。具体的には、「債務の本旨に従った履行をしない」ことを積極的な要件とし、この態様を具体化して書き分けることをせず、また免責要件は「債務者の責めに帰すべき事由」という要件とするべきである。
- 債務不履行による損害賠償の範囲については、現行民法 416 条 1 項の文言を維持するべきである。
- いわゆる金銭債務の不履行に関する利息超過損害については、一定の限定を付しつつも、賠償の対象となることを認めるべきである。

第 2 契約の解除..... (10 頁)

- 催告解除を原則形態、無催告解除を例外的な形態とし、基本的には以下の枠組みに整理するべきである。
 - ① 契約の不履行がある場合、催告解除できる。ただし、軽微な不履行の場合は除く。
 - ② 契約の「重大」な不履行がある場合、無催告解除できる。
ただし、無催告解除の要件として「重大」という用語を使用することの当否については、「重大」な不履行という曖昧な言葉で包摂するのではなく、無催告解除が可能となる類型ごとに「重大」の具体的内容・程度を的確に書き分けて条文化するなど、できる限り債務者の予見可能性を高めるべきである。
- 解除制度と危険負担制度は、並存させるべきである。

第 3 詐害行為取消権..... (16 頁)

- 特定の債権者と通謀し、その債権者だけに優先的に債権の満足を得させる意図で行った非義務行為と、過大な代物弁済に限り、詐害行為取消権の対象とする案に基づいて見直すことに賛成する。但し、現行破産法の偏頗行為否認と同じ要件とすべきであるとの意見も少なからず存在した。

第 4 保証債務..... (18 頁)

- 個人保証について、「過大な保証」（保証人の債務が保証人の財産及び収入に対し明白に比例性を欠いている保証）を禁止の対象とすべきである。
- 個人保証について、債権者に対して、保証人が保証の意味を理解するのに十分な説明をすることを義務付けたり、主債務者の資力に関する情報を保証人に提供することを義務付けたりすることに賛成する。
- 保証契約締結後の保証人保護の方策として提案されているものについては、個人保証の場合に限り、賛成する。
- 根保証一般について、保証人が予想を超える過大な責任を負わないようにするために平成 16 年改正で新設された規定の適用対象とすることに賛成する。また、判例で認められているいわゆる特別解約権を拡張した上で明文化することに賛成する。

第 5 債権譲渡..... (22 頁)

- 債権譲渡に係る第三者対抗要件については、確定日付ある通知・承諾と債権譲渡登記という二元的な対抗要件制度を基本的に維持した上で、必要な修正を試みる方向で検討すべきである。
- 債務者の承諾を債務者対抗要件としないという考え方に反対する。
- 債務者保護の観点から、債務者の行為準則を整理し、これを条文上明確にするという考え方に賛成する。
- 異議をとどめない承諾の制度を廃止し、抗弁の切断は、抗弁を放棄するという意思表示によるという規律を新たに設けるべきという考え方に賛成する。但し、悪意の譲受人は、抗弁放棄の効力を主張できないとすべきである。

第 6 約款・不当条項規制..... (26 頁)

- 多数の契約に用いるためにあらかじめ定式化された契約条項の総体が「約款」として定義する考え方に反対する。雛形など、従来約款と考えられていない契約が、約款に含まれない定義とすべきである。
- 個別の条項について実質的な交渉がされ、それに基づいて契約が締結された場合だけを約款規制の対象外とする考え方に反対する。この考え方だけでは不十分であり、当事者が個別に交渉する場合、個別条項を検討の上、個別に意思決定をして承諾した場合は、約款の定義から除外するか、少なくとも約款規制の適用除外とすべきである。
- 契約の核心的部分は、約款規律の適用除外であることを明確化すべきである。
- 約款を個別の契約内容とするための要件（約款の組入れ要件）について、原

則として約款が相手方に開示されていることが必要であるとした上で、約款の開示が現実的に困難である場合の例外要件を設定するという考え方に反対する。開示が著しく困難な場合であるか否かに関わらず、約款を用いる旨の表示をすること及び相手方が知りうる状態に置くことも約款を開示することと並列的な要件と考えるべきである。

- 具体的な不当条項のリストを作成して条文上明記すべきとの考え方に反対する。特に事業者間に関しては不当条項をリスト化すべきではない。

第7 法律行為に関する通則..... (36 頁)

- いわゆる暴利行為について、明文化すること自体には賛成する。但し、「著しく不当」との限定を付すべきである。

第8 意思能力..... (37 頁)

- 意思能力の定義を置く場合には、「事理を弁識する能力」とすべきである。
- 意思能力を欠く状態で行われた法律行為の効力について、取消しとすべきという考え方に反対する。現行法の規律と同じく、無効とすべきである。

第9 意思表示..... (40 頁)

- 消費者契約法における不実告知や不利益事実の不告知の規定を参照しつつ、同趣旨の規定を、消費者契約に対象を限定しない一般ルールとして民法に設けるべきであるという考え方に反対する。

第10 消滅時効..... (43 頁)

- 現行法の短期消滅時効制度は見直されるべきであるが、短期消滅時効制度それ自体を廃止するという考え方には反対する。
- 原則的な時効期間は、現行法の10年を維持すべきである。
- ①今般の債権法改正に伴い、不法行為等による損害賠償請求権の時効期間について廃止又は改正する必要はない。②生命、身体等の侵害による損害賠償請求権の時効期間について、原則的な時効期間よりも長期の期間を定めるべきという考え方に基本的に賛成する。
- いわゆる客観的起算点による時効期間に加えて、いわゆる主観的起算点によ

る時効期間（起算点の異なる二重の時効期間）を併置する考え方に反対する。
起算点の規定の仕方を見直した上で、現行法の規律を維持すべきである。
➤合意による時効期間等の変更について立法的な解決を図るべきであるという
考え方に反対する。

以上